

トコジラミ対策に関する米国の法制度

環境生物コンサルティング・ラボ 平尾 素一

1. はじめに

2018年英国の学会誌出版大手のWiley Blackwell社からトコジラミの専門誌Advances in the Biology and Management of Modern Bed Bugs(439p)が発売された。世界60人の専門家により幅広くトコジラミによる被害、生態、及びその対策等が紹介され、今や世界中の住環境で問題になっている実態が述べられている(写真1)。1990年代後半から始まったグローバル時代とともに人々の移動が増加し、21世紀の初めころから世界中に広まった。北米、南米、ヨーロッパ、東南アジア(日本含む)、オーストラリア、アフリカ、インド、中近東での被害の様子が報じられているが、いまや世界中で人々の生活に密接に関係する問題となっている。

日本では2010年頃から業界内部で話題になり始めた。東京都への問い合わせも2009年頃から急増し、2012年にはピークに達している。この頃は、マスコミでも盛んに取り上げられた。トコジラミを取り上げた2012年のNHKクローズアップ現代では17%近い視聴率で、この番組では第2位となりその関心度の高さがうかがえた。米国では2000年から10年間で、ほぼ全米に広がったといわれているが、まず宿泊施設に広がり、共同住宅、個人住宅へと広がっていった。

Bed Bug Registryという民間が運営するWeb Siteがあるが、いつどのホテルで被害を受けたとか、どこのアパートで被害を受けたなどの個人からの報告が掲載されている。

日本でも深く静かに被害が増加していると思われるが、その様子が最近あまり表面に現われなくなった。日本ペストコントロール協会では5年ごとにトコジラミ施工件数の統計を取っているが、2000-2005年に比べ10年後の2011-2015年は実に16倍に増加している(図1)。訪日客の急激な増加も関与しているといわれている。2012年頃は830万人であったが、2018年には3,119万人と増加し、2020年には4000万人に達するだろうと予測されている。ある地方の温泉地で、被害が急増しているという話を耳にするが、風評被害を気にするのか絶対口外しないでくれと言われていていると聞く。防除を請け負った業者も固く口を閉ざすよう指示を受けているようである。都内でトコジラミ被害を受けるあるマンションの主婦から、施工に際し、隣近所には絶対知られないよう仕事をしてくれとの依頼があることも耳にする。日本人独特の「恥」の文化であろう。米国のテキストでは、整理整頓・清掃状態が良くないからトコジラミが発生するのではなく、持ち込まれ、人が吸血され、繁殖し、隣近所にも拡散するからだとしている。したがって、アパートなどでの対策では向こう3軒両隣も必ずチェックするよう示されている。

オリンピックを前にさらに多くの人々が来日するが、もう一つの問題は、被害訴訟である。

日本ではあまり耳にしませんが、米国ではホテルで宿泊して刺咬被害を受けると、ホテルに対する訴訟を起こす例が数多く報じられている。

Bed Bug Lawsuitで引くと多くの訴訟事例が公表されている。有名ホテルで刺咬被害を受けた宿泊客が、訴訟により〇〇万ドルの賠償金を得たという事例が多数紹介されている。宿泊関係者は2020年オリンピックを前にこのあたりの対応も必要であろう。

2. 米国政府のトコジラミに対する対応

トコジラミが全米に広がったとされる2010年夏に、早くも米国CDC（感染症研究所）とEPA（環境省）が共同宣言Joint Statement on Bed Bug Control in United Statesを発している。人々の健康に与えるインパクト、生態、IPM防除、これからの政府の取り組み等を7頁にわたって示している。そのポイントは、トコジラミは吸血はするが、感染症を媒介することはないため、ダニ程度の害虫と考えている人が多い。しかし、人々の健康に大きく関与しているというもの。刺咬された人には多かれ少なかれかゆい反応が出るが、ひどい人になるとリンパ腺炎を起こしたり、患部が化膿したり、まれにアナフィラキシーショックを起こす人もいるという。心労、不眠症、全身反応などを起こす人もいて、メンタルヘルス面からもその被害は重大である。行政でもニューサンス程度にとらえているところもあるが、はっきりPestであるとした取り扱いが必要であるとしている。

CDCではトコジラミ防除に関係する研究機関と提携し、タイムリーな研究により、対策に貢献するとし、EPAはより安全で効果的な薬剤の開発のバックアップをしていきたいとしている。そのためトコジラミのデータを集めたWeb Site、EPA's Bed Bug Information Cleaning Houseを設け情報を提供し、その推進のため、

The Federal Bed Bug Workgroupを形成している。2015年にはEPA、HHS (Health & Human Services)のCDC、HUD (The US Housing and Urban Development)、USDA（農務省）がCollaborative Strategy on Bed Bugsを発表し、防止対策、調査法とIPM、教育、研究の4つの優先項目を挙げ、国を挙げて取り組むことを発表している。詳しい内容はアンダーラインのWeb siteを参照願いたい。

筆者は2012年にカリフォルニア州モンテレーで開催された動物被害学会に出席したが、その折、たまたまEPAの薬剤担当官と隣同士になった。トコジラミの話題になった際、日本では行政が積極的に研究をしてくれないし、まだ人々の関心は低いと話したところ、彼は、「トコジラミは人間をエサにしているんだよ、そんな奴はペストとして法制化し、もっと強く取り締まらなければだめだ。メンタルヘルス上の問題も含め、人々のQuality of Lifeが損なわれるじゃないか」と強調していた。

3. 米国のトコジラミ対策関連法令等

米国の法律には、連邦法と州法がある。どちらが上ということはないようで、実際に各州では州法によって運営されている。最近問題になっているが、連邦法では大麻は禁止になっているが、すでに28州で合法になっているという例もある。

トコジラミ駆除に関しての連邦法はないが、日本の住宅公団みたいな住宅・都市開発局(HUD)ではNotice H 2012-5で、資格を持った人による施設調査をすることを要求している。2015年のNotice 2012-15では、調査によりトコジラミ汚染を早目に報告すること、防除作

トコジラミ対策に関する米国の法制度

業はIPMとすることなどを決めている。連邦レベルでは、EPAもまだトコジラミ駆除については法制化していないし、適切な対策を模索中のようなのである。

すべての州には快適な居住性確保のため、the Uniform Landlord Tenant Act(ULTA)という法があり、家主(Landlord)に「快適な住居性」Warranty of Habitability”を提供することを義務付けている。この快適を害する者の中にPestも含まれ、ネズミ、害虫、トコジラミが含まれている。日本の法でも「清潔な環境」「快適な環境」を保つことと書かれたものは、当然ネズミやゴキブリなどがいてはならないことを示しているのと同じ考え方である。

現在米国には50州あるが、23州ではすでに何らかの方法でトコジラミ駆除に関する規制(State Bed Bug Law)が設けられている。NPMA(全米ペストコントロール協会)ではそのLawの推移を2013年から調査しているが、2016年11月に最新のものを紹介している。

紙面の都合ですべての州の規則を詳細には紹介できないが、23州とはAlabama, Arizona, California, Connecticut, Florida, Georgia, Illinois, Iowa, Kansas, Maine, Michigan, Minnesota, Nebraska, Nevada, New Hampshire, New York, Ohio, Oregon, Pennsylvania, Rhode island, South Dakota, Texas, West Virginia, Wisconsinの23州である。

詳しくは;

https://nmpapestworld.org/default/assets/State%20Bed%20Bug%20Laws.pdf#search=%27NPMA%20Pest%20World.org%2Fstate_Bed_bug.pdf%27

をご参照いただきたい。

ここでは、各州ごとの法令のWeb siteも示されている。

集合住宅でのトコジラミ対策を定めているのはArizona, Florida, Main, NYで、レジャー施設ではSouth Dakota, 列車ではIllinois, ホテルではKansas, Nevada, Minnesota, Ohio, West Virginia, 学校ではNY, 移民用作業キャンプではIowaなどとなっている。

ということが定められているかは州により差はあるが、主な内容を示すと、

- 新しく入居する人には、トコジラミのいない部屋を貸すこと。駆除の責任は施設のオーナーにある。
 - ホテルなどでは、害虫やネズミが潜伏しそうなところをなくすこと。害虫にはトコジラミも含まれている。トコジラミはImminent health hazard (緊急の健康危機)である。
 - もし、ホテルやアパートの室内でトコジラミが見つかったら、問題が解決するまでその部屋はシャットダウンすること。
 - 新しく入居する人には、その部屋のトコジラミ汚染の歴史を説明し、駆除したため現在はいないことを示すこと。
 - 「トコジラミのついた寝具や家具を捨てること」という対策だけでトコジラミ問題をかたづけられないこと。
 - 家主はテナントのために、トコジラミの対策をどうするかを示した印刷物を備えること。
 - 新しく入居する際、トコジラミのいない部屋を貸すこと。駆除の責任は施設のオーナーにある。
- 等としている。

4. カリフォルニア州のトコジラミの法規制

ニューヨーク市のトコジラミについては、本誌57号(2009)、61号(2011)で紹介しているので、2017年より新しいBed Bug法が施行されたカリフォルニア州の状況を紹介します。トコジラミの被害の増加と訴訟の増加に対応したものである。以下は、法律の文言を直訳すると理解しにくいので、わかりやすく表現したものである。(注)はこの法を解説している弁護士からのアドバイスある。

□Civil Code 1942.5

トコジラミが室内にいるとのテナント(借家人)から申し出があった場合、家主は退去等の「いやがらせ」をしてはならない。

(注)問題が解決するまで家主は立ち退きを強要してはならない。

□Civil Code 1954.602

家主はトコジラミがいることを知っているにもかかわらず、テナントにその部屋を見せたり、レンタルやリースをしてはならない。

(注)家主にトコジラミの調査をなささいというのではない。ライセンスを持ったペストコントロールにトコジラミがいないことを証明してもらうことである。もし、1匹でもいることが分かったら、家主はその部屋にトコジラミがいたと認識したことになる。これは将来家主に降りかかるかもしれないトコジラミ訴訟を防ぐためのものでもある。

□Civil Code 1954.603

家主はトコジラミに関する説明書(Notice)をテナントに渡すこと。そこには文字サイズ10ポイント以上でBed Bug 法やトコジラミの外

見、生態、ライフサイクル、潜伏箇所、被害、どこでさらに詳しい情報が得られるか等についての説明すること。2017年7月1日以降は、新しいテナントに、既に入居しているテナントには2018年1月1日までに提出すること。

(注)トコジラミ生息の疑いがある場合、家主はテナントに報告書を求めるが、これには言語の指定はない。家主の義務だけでなく、テナントの義務も書くこと。テナントは、トコジラミを1匹あるいはそれ以上見つけたとき、血痕を1個以上見つけた時には報告をすること。報告書類を受け取った責任者側はそれに応じた対応をとること。

トコジラミについての情報は、以下も参照のことも表示する。

<https://www.epa.gov/bedbugs>

<http://www.npmapestworld.org>

□Civil Law 1954.604

家主はトコジラミのいたユニットだけでなく、その周りのユニットにも対策を行うこと。

(注)結果的には以後の再発問題が減少することになる。テナントにはトコジラミに関する情報を示し、調査や駆除にも協力してもらうこと。この条項は、防除のために部屋に入室されることを拒否するような非協力的なテナントに対抗するための法的根拠ともなっている。

□Civil Law 1954.605

家主はペストコントロール業者の調査結果を2日(ビジネス日)以内にテナントに知らせること。

(注)共用区域で汚染が発見されたときも、家主はすべてのテナントに伝えること。施設管理会社は、ペストコントロール会社の報告書

を生息のあったユニットのテナントにだけ伝えるより、すべてのテナントに対して示したほうが良い。ペストコントロール会社から提案のあった防除法は、使用する殺虫剤などについての詳細なデータも知ること。化学物質アレルギーの人は特に方法を検討すること。

トコジラミ対策は、どこからか持ち込まれたものに対する対策であり、整理整頓が悪い

から自然発生するものではないことを被害者宅によく知らせなくてはならない。自宅の被害をオープンにして一斉に対策を行わないと、隣近所から再び侵入があり、瞬く間に全室に広がることもある。日本もこのあたりのトコジラミの生態をよく理解してもらえるような行政機関による広報活動、法制化による対策が必要な時期に入っているのではないだろうか？

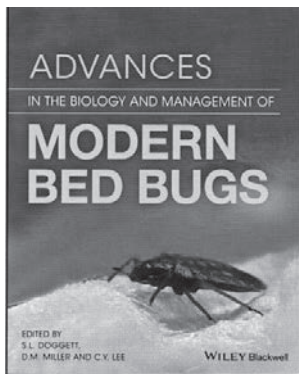


写真1

図1 5年ごとのトコジラミの防除件数
(日本ペストコントロール協会)

